

議員提出議案第一号

箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年三月十八日提出

箕面市議会議員 中嶋 三四郎

同 武智 秀生

同 中井 博幸

同 岡沢 聡

箕面市条例第 号

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「六人」を「七人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市立病院の指定管理者の点検及び評価について幅広く調査審議を行うため、本条例を改正するものである。